**調整給付金（不足額給付分）申請書Ⅱ**

様式第４号（第６条関係）

調整給付金（不足額給付分）とは、令和６年に支給した調整給付金の算定に際し、令和５年所得等を基にした推計額（令和６年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

鹿角市長　　あて

本様式は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

鹿角市において支給要件に該当するか審査の上で、確認書又は支給のお知らせを送付します。

|  |
| --- |
| 【本様式での申請が必要な方】令和７年１月１日時点で住民登録のあった方等で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。・令和６年分所得税額及び令和６年度分個人住民税額がいずれも０円の方・非課税世帯向け給付もしくは均等割のみ課税世帯向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方・①青色事業専従者または事業専従者の方、又は、②合計所得金額が48万円超である方 |

|  |
| --- |
| **【誓約・同意事項】****□　以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。**①下記の支給要件に該当する場合、原則として**４万円（※）**が支給されます。確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。※令和６年１月１日時点で国外居住者であった場合は３万円。また、令和６年度の所得状況等によって金額が変わる場合があります。【支給要件】以下のいずれかの条件を満たすこと　・令和６年分所得税に係る合計所得金額及び令和６年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の支給対象とならず、また、令和５年度、令和６年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった　・地方税法第32条第３項及び第313条第３項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第４項及び第313条第４項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の対象とならず、また、令和５年度、令和６年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった②調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。 |

**１．申請者**



**【代理申請を行う場合】**



**２．振込口座**

**以下のいずれか一つのチェック欄（□）にレを入れてください。**

**□　①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。**

**□　②下記の口座への振込を希望します。（通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。）**

※原則、本人名義の口座を記入してください。

****

提出書類

□　調整給付金（不足額給付分）申請書Ⅱ

　※下記の記載漏れがないか確認してください。

（表面）□　誓約・同意事項（中部）　□　申請者の氏名等（下部）

（裏面）□　振込口座（上部）　□　署名（下部）

□　本人（代理人）確認書類

　※申請者のマイナンバーカードや運転免許証のコピーなど

□　受取口座を確認できる書類

　※通帳やキャッシュカードのコピーなど

※このほか、令和６年１月２日以降に鹿角市に転入された方や、市外に住民登録のある方の専従者などの場合は、要件確認のため追加の書類提示を求める場合があります。

****

**お問い合わせ　〒018-5292　秋田県鹿角市花輪字荒田４番地１　鹿角市役所　市民部税務課課税班**

**電話　0186－30－0213　E-Mail　zeimu@city.kazuno.lg.jp**

**本人確認書類等貼付用紙**

|  |
| --- |
| **本人（代理人）確認書類**※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）（いずれか１つ）※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付 |
|  |
| **振込先金融機関口座確認書類**（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）２．振込口座で「下記の口座への振込を希望します。」を選択した場合に添付してください。 |

|  |
| --- |
| **源泉徴収票や確定申告者などの写し** |